

会 発 第 2 4 7 号

平成 12 年 3 月 30 日

各指定都市（中核市）長 殿

厚生省大臣官房会計課長

補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について（通知）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、厚生大臣が定める期間については、昭和 41 年 7 月 15 日厚生省告示第 350 号をもって定められているところであるが、このたび同告示が別添のとおり改正されたので通知する。

別 添

○厚生省告示第 105 号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、平成 11 年度以降の年度分の補助金等に係る財産に適用し、補助事業等により取得した財産の処分制限期間（昭和 41 年 7 月厚生省告示第 350 号）は、廃止する。ただし、平成 10 年度以前の年度分の補助金等に係る財産については、なお従前の例による。

平成 12 年 12 月 29 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（抄）

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等の名称	種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
廃棄物再生利用等推進費補助金	建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 店舗用のもの 病院用のもの	47年 41年 39年 39年
			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	38年 31年 24年
災害廃棄物処理事業費補助金	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 病院用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41年
			店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 病院用のもの	38年 38年 36年
廃棄物処理施設整備費補助金			変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	34年 30年 22年 34年
			金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの

	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	20年 31年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	30年 27年 25年 25年 24年 15年 24年
金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	22年 19年 19年 19年 17年 12年 17年
木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	24年 22年 20年 17年 17年 12年 9年 15年
木骨モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用のもの	22年 20年 19年

		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	15年 15年 11年  7年 14年
	簡易建物（応急仮設住宅を除く。）	木製主要柱が10センチメートル角以下のもの、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	10年 7年
	応急仮設住宅		2年
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6年 15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他のもの	13年 15年
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター	17年 15年
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式非難設備		8年
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3年 15年
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの その他のもの	18年 10年
	構築物	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和27年法律第358号）に基づき建設したものに限る。）
その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）			57年
汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう。）			41年
送電用のもの 地中電線路			25年
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線			36年
配電用のもの 鉄塔及び鉄柱			50年
鉄筋コンクリート柱			42年
木柱			15年
配電線			30年
引込線			20年
添加電話線	30年		
地中電線路	25年		

舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	15年 10年 3年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)	橋 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	60年 50年 35年 60年
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい引湯管 その他のもの	30年 15年 10年 40年
れんが造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	50年 7年 25年 40年
石造のもの(前掲のものを除く。)	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	50年 35年 50年
土造のもの(前掲のものを除く。)	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの	40年 15年 40年
金属造のもの(前掲のものを除く。)	橋 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	45年 30年 15年 10年 20年 8年 10年 15年 25年 15年 10年 45年
合成樹脂造のもの(前掲のものを除く。)		10年
木造のもの(前掲のものを除く。)	橋 水そう及び引湯管 飼育場 その他のもの	15年 10年 7年 15年

水道用のもの	取水設備 導水設備 浄水設備 配水設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの 木造のもの 配水管 鋳鉄製のもの その他のもの 配水管附属設備 えん堤 鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの れんが造又は石造のもの 土造のもの 貯水池 高架水そう 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの 木造のもの さく井 電信電話線 その他のもの 鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はれんが造のもの 石造のもの 金属造のもの 木造のもの	40年 50年 60年 60年 60年 48年 18年 40年 25年 30年 80年 50年 40年 30年 40年 20年 10年 10年 30年 60年 40年 50年 45年 15年	
	前掲のもの以外のもの	主として木造のもの その他のもの	15年 50年
車両及び運搬具	特殊自動車（自走式作業機械設備を除く。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モーターシーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。） その他のもの	5年 4年 3年 4年
	運送事業用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。） 小型車（貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。） その他のもの 大型乗用車（総排気量が3リットル以上のものをいう。） その他のもの 乗合自動車 自転車及びリヤカー 被けん引車その他のもの	3年 5年 4年 5年 2年 4年

	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	4年
		小型車（総排気量が0.66リットル以下のものをいう。）	
		その他のもの	
		貨物自動車	4年
		ダンプ式のもの	5年
		その他のもの	5年
		報道通信用のもの	6年
		その他のもの	3年
		二輪又は三輪自動車	2年
		自転車	
機械及び装置	廃棄物処理設備	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	7年
		金属製のもの	4年
		その他のもの	4年
		フォークリフト	5年
		トロッコ	3年
		金属製のもの	7年
		その他のもの	4年
		その他のもの	
		自走能力を有するもの	
		その他のもの	
水道用設備	電気設備	汽力発電設備	15年
		内燃力発電設備	15年
		蓄電池電源設備	6年
		その他のもの	20年
		ポンプ設備	15年
		薬品注入設備	15年
		滅菌設備	10年
		通信設備	9年
		計測設備	10年
		計量器	
前掲のもの以外のもの	荷役設備	量水器	8年
		その他のもの	10年
		荷役設備	17年
		修繕検査設備	15年
		その他のもの	
		主として金属造のもの	17年
		主として木造のもの	8年
		その他のもの	
		その他のもの	
		その他のもの	

○補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件(抜すい)

(昭和41年7月15日号外)  
厚生省告示 第350号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施工令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産の処分制限期間を次のように定める。

補助事業等により取得した財産の処分制限期間  
補助事業者等が補助事業等により取得した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号に規定する期間は、次のとおりとする。

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間(年)		
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等			
清掃施設整備費補助金	建 物	機械室, 電気室, 消毒室, ポンプ室, 水質試験室, 薬品注入室, 管理室, 作業員控室, 構築物上屋	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの	3 0		
			その他のもの	5 5		
			ブロック造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの	3 0		
			その他のもの	4 5		
			鉄骨造 塩素その他の腐食性を有するガスの影響を受けるもの	3 0		
			その他のもの	4 5		
			木造	2 0		
			木骨造モルタル造	1 8		
			構 築 物	投入槽, 消化槽, 濾床, 沈澱池, 曝気槽, 消毒槽, 炉体, 煙道, 煙突, 醗酵槽その	鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造又は石造	2 0
					れんが造	1 5

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間(年)	
	施設設備等の分類	財産名	構造規格等		
機械及び装置		他汚水, 汚泥, ガス又は火気が直接全面的に接触する構築物	コンクリート造, 金属造又は土造	1 0	
			木造又は合成樹脂造	7	
		その他の構築物	鉄骨鉄筋コンクリート造, 鉄筋コンクリート造又は石造	3 0	
			れんが造	2 0	
			コンクリート造, 金属造又は土造	1 5	
		加温加熱装置	加温加熱装置	木造又は合成樹脂造	9
				攪拌機	7
				計装設備	7
				散気装置	7
				散水装置	7
				除渣装置	7
				除塵装置	7
				撰別装置	7
				送排風装置	7
				脱水設備	7
灰出装置	灰出装置	排泥装置	7		
		破碎機	7		
		薬品注入装置	7		
		その他の機械及び装置	7		